

議案第 103 号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準に関する条例等の一部改正について

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

に関する条例等の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 9 月 30 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準に関する条例等の一部を改正する条例

（伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一部改正）

第1条 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例（平成26年伊勢市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

（伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第2項中「特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）」に改める。

第29条第1項中「特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内

にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」に改める。

第31条第1項中「特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」に改める。

第44条第1項中「特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」に改める。

第47条第1項中「特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」に改める。

附則第8条中「この条」の次に「及び次条第2項」を加える。

附則第9条に次の1項を加える。

- 2 認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。）」とあるのは、「除く。）」又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。

(伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部改正)

第3条 伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年伊勢市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第22条第1項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士」に改める。

（伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

これは、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家

庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、職員の配置基準を改めるとともに、その他所要の規定の整備を行うため、関係する条例を改正しようとするものである。

(参考)

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例(第1条関係)

改正後	改正前
第1章 総則 第1条～第3条 略 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準 第4条 略 第2節 運営に関する基準 第5条～第24条 略 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第26条～第34条 略 第3節 特例施設型給付費に関する基準 第35条・第36条 略 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準 第37条 略 第2節 運営に関する基準 第38条～第50条 略 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 第51条・第52条 略 第4章 雑則 第53条 略	第1章 総則 第1条～第3条 略 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準 第4条 略 第2節 運営に関する基準 第5条～第24条 略 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第26条～第34条 略 第3節 特例施設型給付費に関する基準 第35条・第36条 略 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準 第37条 略 第2節 運営に関する基準 第38条～第50条 略 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 第51条・第52条 略 第4章 雑則 第53条 略

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条関係）

改正後	改正前
第1章 総則 第1条～第11条 略 （虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第13条～第21条 略 第2章 家庭的保育事業 第22条 略 （職員） 第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 （1）・（2） 略 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）</u>）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。 （1）・（2） 略 3 略 第24条～第26条 略 第3章 小規模保育事業 第1節 通則 第27条 略 第2節 小規模保育事業A型 第28条 略 （職員）	第1章 総則 第1条～第11条 略 （虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第13条～第21条 略 第2章 家庭的保育事業 第22条 略 （職員） 第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 （1）・（2） 略 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。 （1）・（2） 略 3 略 第24条～第26条 略 第3章 小規模保育事業 第1節 通則 第27条 略 第2節 小規模保育事業A型 第28条 略 （職員）

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

第30条 略

第3節 小規模保育事業B型

（職員）

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

第32条 略

第4節 小規模保育事業C型

第33条～第36条 略

第4章 居宅訪問型保育事業

第37条～第41条 略

第5章 事業所内保育事業

第42条・第43条 略

（職員）

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

第30条 略

第3節 小規模保育事業B型

（職員）

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

第32条 略

第4節 小規模保育事業C型

第33条～第36条 略

第4章 居宅訪問型保育事業

第37条～第41条 略

第5章 事業所内保育事業

第42条・第43条 略

（職員）

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保

保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

第45条・第46条 略
(職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

第48条 略

第6章 雑則

第49条 略

附 則

第1条～第7条 略

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条及び次条第2項において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士

育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

第45条・第46条 略
(職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

第48条 略

第6章 雑則

第49条 略

附 則

第1条～第7条 略

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規

の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。 第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者を行い、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。 <u>2 認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。）」とあるのは、「除く。）」又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。</u>	模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。 第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者を行い、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。
---	--

伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第3条関係）

改正後	改正前
第1章 総則 第1条～第12条 略 (虐待等の防止) 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第14条～第19条 略 第2章 乳児等通園支援事業 第1節 通則 第20条 略 第2節 一般型乳児等通園支援事業 第21条 略 (職員) 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、	第1章 総則 第1条～第12条 略 (虐待等の防止) 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第14条～第19条 略 第2章 乳児等通園支援事業 第1節 通則 第20条 略 第2節 一般型乳児等通園支援事業 第21条 略 (職員) 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、

保育士(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。 2・3 略 第23条・第24条 略 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業 第25条・第26条 略 第3章 雑則 第27条 略	保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。 2・3 略 第23条・第24条 略 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業 第25条・第26条 略 第3章 雑則 第27条 略
---	---

伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(第4条関係)

改正後	改正前
第1条～第9条 略 (職員) 第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)の資格を有する者 (2)～(10) 略 4・5 略 第11条 略 (虐待等の禁止)	第1条～第9条 略 (職員) 第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者 (2)～(10) 略 4・5 略 第11条 略 (虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第12条の2～第21条 略

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第12条の2～第21条 略

議案第 104 号

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部改正について

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 9 月 30 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

これは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正

する内閣府令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用乳幼児の健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合を追加するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前				
第1章 総則 第1条～第16条 略 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2 <u>家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)</u>が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 <table><tr><td><u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u></td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr><tr><td><u>乳幼児に対する健康診査</u></td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table> 3・4 略 第18条～第21条 略 第2章 家庭的保育事業 第22条～第26条 略 第3章 小規模保育事業 第1節 通則 第27条 略 第2節 小規模保育事業A型 第28条～第30条 略	<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	第1章 総則 第1条～第16条 略 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2 <u>家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u> 3・4 略 第18条～第21条 略 第2章 家庭的保育事業 第22条～第26条 略 第3章 小規模保育事業 第1節 通則 第27条 略 第2節 小規模保育事業A型 第28条～第30条 略
<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				

第3節 小規模保育事業B型 第31条・第32条 略 第4節 小規模保育事業C型 第33条～第36条 略 第4章 居宅訪問型保育事業 第37条～第41条 略 第5章 事業所内保育事業 第42条～第48条 略 第6章 雑則 第49条 略	第3節 小規模保育事業B型 第31条・第32条 略 第4節 小規模保育事業C型 第33条～第36条 略 第4章 居宅訪問型保育事業 第37条～第41条 略 第5章 事業所内保育事業 第42条～第48条 略 第6章 雑則 第49条 略
--	--